

医学会発 第6号
平成27年5月18日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
高久 史 磨



地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律
の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について

本年10月1日より施行される標記について、平成27年5月8日付けで厚生労働省医政局長より本会会長宛に、各関係学会に周知するよう依頼がありましたので、同通知の内容について、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、併せて、医療事故調査制度における「医療事故調査等支援団体」になることを希望する場合の申出方法についても案内がありましたが、本件については、日本医学会としてまとめて厚生労働省に提出することとしていますので、まずは、各分科会においてご検討のほどよろしくお願いいたします。

なお、「医療事故調査等支援団体」になることを希望する場合の本会への登録方法は、別途、本会事務局よりいたしますので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。